

参照条文目次

一	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）	1
二	株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）	1
三	昭和二十一年法律第二十四号（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律）（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）	1
四	国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄）	2
五	刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	2
六	商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	3
七	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）（抄）	4

- 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）  
（定義）
- 第二条 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
- 2 （略）
- （ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画）
- 第六条 環境大臣は、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針に即して、環境省令で定めるところにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2・3 （略）
- 二 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）  
（委員会の権限等）
- 第二十一条の八 （略）
- 2・6 （略）
- 7 監査委員会を組織する取締役（以下「監査委員」という。）は、委員会等設置会社若しくはその子会社（当該委員会等設置会社が大会社である場合においては、連結子会社を含む。以下この項において同じ。）の執行役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねることができない。
- 三 昭和二十一年法律第二十四号（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律）（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）
- 第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体の保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

四 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄）

（外貨債務の保証）

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関（当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものをいう。）（以下「国際復興開発銀行等」という。）からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算をもつて定める金額（法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができる金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ。）の範囲内において、保証契約をすることができる。

一から四まで 削除

五 日本道路公団

六 首都高速道路公団

七 電源開発株式会社

八 その他政令で定める法人

2 （略）

五 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（公務員の国外犯）

第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。

一 第一条（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪

二 第五十六条（虚偽公文書作成等）の罪

三 第九十三条（公務員職権濫用）、第九十五条第二項（特別公務員暴行陵虐）及び第九十七条から第九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄）の罪並びに第九十五条第二項の罪に係る第九十六条（特別公務員職権濫用等致死傷）の罪

六 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第五十七条 会社八本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス

第六十七條 定款八公証人ノ認証ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

第六十八條 (略)

現物出資八發起人二限り之ヲ為スコトヲ得

第六十八條ノ二 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ニ関スル左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ發起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ム

一 株式ノ種類及数

二 株式ノ発行価額

三 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

第六十九條 各發起人ハ書面又ハ電磁的方法ニ依リテ株式ノ引受ヲ為スコトヲ要ス

第七十七條 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ノ引受アリタルトキハ發起人ハ遅滞ナク各株ニ付其ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為サシムルコトヲ要ス

前項ノ払込ハ第七十五條第四項ノ書面若ハ株式申込証ノ用紙又ハ同條第六項若ハ第五項ノ電磁的方法ガ行ハルル場合ニ於ケル此等ノ方法ニ依リ作ラルル電磁的記録ニ記載又ハ記録シタル払込ノ取扱場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第七十二條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十條 第七十七條ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルトキハ發起人ハ遅滞ナク創立總會ヲ招集スルコトヲ要ス

(略)

第八十一條 定款ヲ以テ第六十八條第一項ニ掲グル事項ヲ定メタルトキハ發起人ハ之ニ関スル調査ヲ為サシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第七十三條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ検査役ノ報告及前項ニ於テ準用スル第七十三條第二項第三号ノ証明ヲ記載又ハ記録シタル資料(前項ニ於テ準用スル同号ニ規定スル財産力不動産ナルトキハ同項ニ於テ準用スル同号ノ鑑定評価ヲ記載又ハ記録シタル資料ヲ含ム)ハ之ヲ創立總會ニ提出スルコトヲ要ス

第八十四條 取締役及監査役ハ第七十三條ノ二第一項各号ニ掲グル事項ヲ調査シ之ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス

取締役及監査役ハ第八十一條第三項ニ掲グル資料ヲ調査シ創立總會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

取締役及監査役中發起人ヨリ選任セラレタル者アルトキハ創立總會ハ特ニ検査役ヲ選任シ前二項ノ調査及報告ヲ為サシムルコトヲ得

第八十八條 株式会社ノ設立ノ登記ハ發起人ガ会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ヲ引受ケタルトキハ第七十三條又ハ第八十三條ノ二ノ手續終了ノ日、發起人ガ会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ヲ引受ケザリシトキハ創立總會終結ノ日又ハ第八十五條若ハ前條第四項ノ手續終了ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

(略)

第二百八十四条ノ二 会社ノ資本八本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外発行済株式ノ発行価額ノ総額トス  
株式ノ発行価額ノ二分ノ一ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得

七 環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）（抄）

（債務保証）

第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第十八条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための事業団の長期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。）について保証することができる。